

第2号様式(第3条関係)

処分基準個票

不利益処分の名称	就学援助認定の取消し
根拠法令及び条項	那覇市就学援助規則第12条
処 分 基 準	
那覇市就学援助規則 (認定の取消し) 第12条 教育長は、被認定者が次の各号のいずれかに該当するときは、その認定を取り消すものとする。 (1) 被認定者が第3条に規定する条件に該当しなくなったとき。 (2) 被認定者が虚偽の申請その他不正な手段により認定を受けたとき。 (3) 第7条第1項の規定による認定に係る児童生徒又は小学校入学予定者が市外に転出したとき（小学校入学予定者にはついては、入学準備金の支給前に限る。）。	
聴聞・弁明手続等	那覇市行政手続条例第12条に基づき実施（事由により適用なし）
所管部署	学校教育部 学務課
更新日	令和6年4月1日